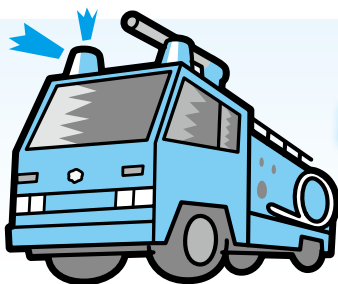


# 火の用心 ことばを形に 習慣に



## 3月1日～7日 春の火災予防運動

火災は命や財産を奪う大変恐ろしいものです。空気が乾燥し火災が発生しやすい季節ですので、火災に対し十分な備えをしましょう。

### 違反対象物の公表について

近年、全国的にホテルや社会福祉施設での火災により多数の死傷者が出ています。火災が発生した建物には、消防法令で義務付けられている消防用設備が設置されていないなどの違反が見受けられました。

そこで、知多中部管内（東浦町・半田市・阿久比町・武豊町）にある建物のうち、重大な消防法令違反のあるものに関する内容（建物名称・所在地など）を平成30年4月1日から公表します。

#### ●目的

防火安全に対する情報を提供することで、建物を利用される方自らがその危険性に関する情報を入手し、利用する際の判断ができるようにするため

#### ●公表の対象となる建物用途

飲食店・物品販売店・旅館・病院など不特定多数の方が利用する建物

#### ●公表の対象となる違反内容

消防法令で設置義務がある

にも関わらず「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」が設置されていないもの



### 住宅用火災警報器について

住宅火災のうち約7割は、就寝中などで火災に気づくのが遅れたために、逃げ遅れて亡くなっています。住宅用火災警報器を設置することで火災の発生に早く気づき、逃げ遅れを防ぐことができます。まだ設置がお済みでない方は、家族の命や財産を守るため、早急に設置しましょう。設置されている方も、きちんと作動するように、定期的に作動確認をしましょう。

#### ●設置場所

「寝室」、「階段（寝室が2階にある場合のみ）」です。子ども

も部屋など家族が就寝する部屋すべてに設置が必要です。台所に設置の義務はありませんが、火災発生の危険が高いので設置することをおすすめします。

#### ●作動確認方法

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認します。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

#### ●機器本体の寿命

住宅用火災警報器の本体は10年を目安に交換を行います。

#### ●問い合わせ

知多中部広域事務組合  
消防本部 予防課

☎ 0569(21)1491

☎ http://www.cac-net.ne.jp/

chitachu/



## 上級救命講習

#### ●とき

3月25日(日) 午前9時～午後6時

#### ●ところ

半田消防署 3階 講堂

#### ●内容

心肺蘇生法、AEDの使用法、外傷手当、搬送法など

#### ●定員

30名(先着順)

#### ●その他

講習年度計画と詳細は知多中部広域事務組合ホームページで確認してください。

#### ●問い合わせ

半田消防署 消防課

☎ 0569-21-1492

☎ http://www.cac-net.ne.jp/~chitachu/